

競争入札等参加資格審査の追加申請要領（建設工事）

明石市及び明石市上下水道局が発注する建設工事に係る競争入札等に参加するため、追加により資格審査を受けようとする方は、下記要領により申請書を提出してください。

1. 申請資格 ① 競争入札等において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
④ 明石市契約規則第3条各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
⑤ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに明石市内に本店、支店、営業所等がある場合には、本市の市税に未納がない者（ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は受け付けます。）
⑥ 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けているもので、法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けた者。
⑦ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてに加入していること。（ただし、「除外」となっているものは除く。）
2. 申請時期 随時
3. 申請書類 別紙「申請書類一覧表」のとおり（提出部数は1部）
4. 提出方法 ① 郵送のみでお願いします。
② 申請書類は必ず別表「申請書類一覧表」の番号順に重ねて、会社住所、会社名を記入し、110円切手を貼付した「長3封筒」とともに、「角2封筒」（A4用紙が折らずに入るサイズの封筒・宛名ラベルを必ず表面に貼付すること）に入れ下記まで郵送してください。
③ ファイル綴じやクリップどめは不要です。
④ レターパックで送付する場合は、角2封筒に書類を入れ、宛名ラベルを貼ったうえ、レターパックに入れて郵送してください。
⑤ 他の部門（測量・設計・コンサルタント又は物品・サービス）の申請もされる方は、それぞれで封筒を作成し、申請してください。
5. 提出先 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市役所 財務室契約担当 「登録受付」係（必ず宛名ラベルを封筒表面に貼ってください）
6. 提出締切日 偶数月の末日
※ 当該日が明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条に定める市の休日（以下「休日」という。）である場合は、その直前の休日でない日とする。
※ 次期の定期の資格審査に基づく資格認定の直前の2月を除く。
7. 申請書の補正期日 提出締切日の属する月の翌月の15日
※ 15日が休日である場合は、その直前の休日でない日とする。
8. 参加資格の有効期間 資格認定の日から2028年3月31日まで（下記注意事項参照）
※ 提出締切日の属する月の翌々月の1日を資格の有効期間の開始日とするが、申請内容に不備があり、前項に定める補正期日までに補正が完了しない場合にあっては、申請書を差し戻し、認定は行わない。
9. 注意事項 ① 申請書類の記載にあたり、故意に虚偽の事項を記入した場合又は必要な事項が脱落している場合には、

受付できませんので注意してください。

- ② 明石市及び明石市上下水道局は、一括受付します。
- ③ 市内業者の方については、必要に応じ来庁をお願いすることがあります。
- ④ 書類不備の方は、補正日を設けますので、来庁等により補正をお願いします。
- ⑤ 原則、制限付一般競争入札には、名簿登録後3年間は参加できません。
- ⑥ 記入につき不明な点がある場合は、財務室契約担当 TEL(078)918-5012(平日午前8:55～午後5:40)又はe-mail keiyaku@city.akashi.lg.jpまでお問い合わせください。
- ⑦ 電子入札システムを使用した業者登録を登録業者全者をお願いすることとなりますので、ご了承ください。

※ 1. 申請資格⑦のとおり社会保険等に加入していることを登録の要件としますのでご注意ください。

10. 電子入札システムについて

①電子入札システムによる業者情報の登録について

明石市入札参加資格者名簿に登載された後、登録内容に変更が生じた場合は電子入札システムにて変更を行っていただくこととなりますので、ご了承ください。

②電子入札システムによる入札の参加について

明石市財務室契約担当が発注する建設工事については、電子入札システムを用いた入札を実施しています。